

ろう者の母語「日本手話」について

岐阜聖徳学園大学

安田 和夫

はじめに・・・障がいの有無にかかわらず、対等な人間関係を築き、真の共生社会をめざす

- (1) 「聞こえるのが普通の社会」という考え方からの脱却を図っていききたい
- (2) 多数の県民の皆様と共に、手話言語を広め、ろう者も含めて、誰もが自由な社会参加ができるような愛知県になっていただきたい
- (3) 子どもの時から手話言語に触れ学び、アイデンティティを形成させるコミュニティとしてのろう学校（教育）も重要であるという認識を県民の皆様と共有したい

1 手話に対する誤解、偏見

「手話」は従来、以下のように思われて、現在もなお、完全に払拭されていません。

- (1) 音声言語の代替手段にすぎない
- (2) 音声言語を手振り身振りに移し替えたもの

この結果、「手話を使う人は劣っている」「(音声言語である) 日本語を身に着けるためには、手話は邪魔だから、禁止すべき」という考え方が大勢を占め、地域社会はもちろんのこと、ろう者が学ぶ聾学校でさえ、手話が禁止され続けた歴史もありました。この間、立会演説に行っても、内容が分からないままで、参政権を十分に行使できない状態が続いたり、医療や福祉などの現場で、重要な情報が理解できないために、命や生存権が脅かされたり、裁判で、十分な弁明、反証ができないまま、不利な判決が下されたりなど、基本的な人権が守られてこなかったという暗黒の時代が続いたのも事実です。

その後、昭和 40 年代に手話奉仕員の養成・派遣制度が始まったことを契機に、この 50 年間を振り返ると、情報保障の仕組みや制度がずいぶん整ってきました。また、国際障害者年 10 年の運動を通じて、障害者に対する理解が深まり手話への関心も高まってきました。

そして、障害者権利条約の批准及び障害者基本法によって、国際的にも、国内でも、初めて、手話が言語として規定されることになりました。

第三条 三：全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の

取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

2 言語としての「手話」 ろう者の母語としての「手話」

昨今の手話研究が進み、以下のことが分かってきました。

- (1) 日本語、英語、他の音声言語と比べて遜色なく機能している
- (2) 日本語とは異なる統語構造によって成り立っている 1 つの完成された言語である。

音声言語の音韻に相当する構成要素があること＝手形、位置、運動の 3 要素
NMM があること＝眉や顎、目の動きといった非手指動作
(NMM= Non-Manual Markers)

- (3) 音声言語とは違う語彙と文法を持ち、国や地域ごとに、ろう者のコミュニティーで独自の文化を伝えるために使われてきた。

全日本ろうあ連盟の見解

手話とは「ろう者がコミュニケーションをとったり、物事を考えたりするときに使うことばで、手指の動きや表情などを使って概念や意志を視覚的に表現する視覚言語であり、ろう者の母語」

3 視覚言語「目で聞く言葉」

ジェームズ・ウッドワード教授（世界的な手話研究者）

「手話は耳ではなく、“目で聞く”言葉ですから、耳が聞こえる人々と学ぶ方法が違うのは当然です。教育の場で手話が長い間認められなかったのは、聞こえる人が一方的に自分と同じように話すことをろう者に求めてきたからです。話せない人は劣っていると決めつけられるような面もありました。しかし、ろう者にとっては、手話という言語が母語であり、聞こえる人が音声言語で教育を受けるように、ろう者にも手話で教育を受けられる機会が与えられるべきだと思います」（日本財団 HP より）

4 ろう者の社会進出に手話が果たす役割

手話が「言語」として認められ、手話を使った教育が充実し、さらには、手話を第 1 言語とした学校機関も、義務教育や聾学校という枠組みの中だけでなく、高等教育、専門教育が確保されることによって、ろう者一人一人の持ちうる実力が発揮され、自立と社会参加が力強く動き出すことが期待できます。すでに、アメリカでは、ろう者のための高等教育機関ギャローデット大学、技術系大学として設置された国立ろう工科大学の卒業生を中心に、様々な分野で活躍しています。